

指導が不適切な教諭等の認定及び指導改善研修等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の2の規定に基づき、長崎県の市町立小学校及び中学校（以下「市町立学校」という。）並びに県立中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）において、児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教諭等（以下「指導が不適切な教諭等」という。）の認定及び指導改善研修等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において指導が不適切な教諭等とは、知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等（教諭、助教諭及び講師をいい、条件附採用期間中の職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者をいう。

(校長及び教育委員会の指導及び報告・申請等)

第3条 校長は、日常の授業観察又は児童等若しくは保護者の意見、苦情等から所属教諭等の指導状況を把握し、指導が不適切であると判断される教諭等に対し、指導、助言その他の支援を行うことにより、当該教諭等の指導力の向上を図るように努めなければならない。

2 学校の設置者である教育委員会は、服務監督権者として日常的な指導主事等の学校への訪問、人事評価制度の活用等により、教諭等の学校における指導状況の把握に努めなければならない。

3 長崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は任命権者として、市町教育委員会と連携して、市町立学校の教諭等の学校における指導状況の把握に努めなければならない。

4 県立学校の校長は、県教育委員会が別に定める評価基準に照らし、学校での指導、研修等によっても指導力の向上が見込めないと判断した教諭等について、県教育委員会に指導が不適切な教諭等の認定を行うよう申請しなければならない。

5 市町立学校の校長は、県教育委員会が別に定める評価基準に照らし、学校での指導、研修等によっても指導力の向上が見込めないと判断した教諭等について、速やかに、その旨を市町教育委員会に報告し、報告を受けた市町教育委員会は必要な要件を満たしていることを確認のうえ、県教育委員会に対し、指導が不適切な教諭等の認定を行うよう申請しなければならない。

6 校長及び市町教育委員会は、指導が不適切である教諭等の指導改善研修等が公正かつ適正に実施されるよう、県教育委員会に前2項に規定する認定の申請を行う前に当該申請の対象となる教諭等に対して、書面又は口頭により意見を聴取しなければならない。

(指導が不適切な教諭等の認定)

第4条 県教育委員会は、校長及び市町教育委員会から前条第4項及び第5項により、指導が不適切である教諭等の申請がなされた場合は、法第25条の2第5項の規定により、専門家等の意見を聴くため、県教育委員会が別に定めるところにより教育学者、医師、弁護士、臨床心理士その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者によって構成する指導改善審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催する。

2 審査委員会は、県教育委員会が別に定める指導が不適切な教諭等の判定基準により、当該教諭等の状況について総合的に検討し、意見を県教育委員会に対して具申する。

3 県教育委員会は、前項の審査委員会の意見の具申等に基づき、当該教諭等について指導

が不適切な教諭等の認定が必要であると認めるときは、当該認定を行うものとし、その旨を速やかに当該教諭等に通知する。

4 審査委員会において、指導が不適切な原因として精神疾患の疑いがあると判断された場合は、県教育委員会は前項の認定を行わず、病気の治療に専念するよう当該教諭等に対し指導を行うべき旨を市町教育委員会及び校長（県立学校の場合に限る。）に通知する。

5 県教育委員会は、第3項又は前項に該当しない場合は、その態様に応じて学校で引き続き指導、助言等行うよう市町教育委員会及び校長に通知する。

（指導改善研修）

第5条 県教育委員会は、前条第3項の規定により、指導が不適切な教諭等に認定した者に対し、法第25条の2第1項の規定に基づき指導改善研修を実施する。

2 指導改善研修の期間は、原則として1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし、県教育委員会は1年間を限度に研修の期間を延長することができる。

3 指導改善研修は、指導が不適切な教諭等の個々の状況に応じ、県教育委員会が作成した研修計画書に基づき長崎県教育センター（以下「県教育センター」という。）において実施する。

4 県教育委員会は、前項の研修計画書の作成に当たっては、別に定めるところにより組織する指導改善研修委員会を設け、その内容等を検討する。

5 指導が不適切な教諭等の認定に係る報告又は申請を行った学校は、県教育センターが行う指導改善研修に対して協力するものとする。

（指導改善の程度の認定等）

第6条 県教育委員会は、法第25条の2第4項に基づき、指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修の終了時において、指導が不適切な教諭等の指導の改善の程度に関する認定を行う場合は、同条第5項の規定により、専門家等の意見を聴くため審査委員会を開催する。

2 審査委員会は、当該教諭等の状況について総合的に検討し、意見を県教育委員会に具申する。この場合において、審査委員会は、県教育委員会に意見の具申を行う前に当該教諭等から書面又は口頭により、意見を聴取しなければならない。

3 県教育委員会は、審査委員会の意見の具申等により、第1項の認定を次の各号に定めるところにより行う。

(1) 指導が不適切な教諭等が指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度になったと認められるときは、第4条第3項の認定を解除し、その旨を当該教諭へ通知する。

(2) 指導が不適切な教諭等が1年間の指導改善研修により、未だ児童等に対する指導が不適切であるが、さらに第5条第2項の研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度と認めるときは、第5条第1項の規定により、1年間を限度として研修期間を延長し、その旨を当該教諭に通知する。

(3) 指導が不適切な教諭等が2年間を限度とする指導改善研修により、児童等に適切に指導が行える程度まで改善する余地がない程度と認めるときは、法第25条の3の規定により、県教育委員会において、分限免職処分等の必要な措置を講ずるものとする。

（秘密の保持）

第7条 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期終了後においても、同様とする。

（その他）

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。